

11月は 児童虐待防止 推進月間

児童虐待は、年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であり、依然として深刻な社会問題となっています。子どもたちの笑顔を守るためにできることを、一緒に考えてみませんか。

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。子どもたちを守ることができるのは、あなたかもしれません。

また、体罰は法律で全面禁止となっています。しつけのつもりで体罰を与えることは虐待になります。

「虐待かも…と感じたら迷わず電話を」

児童相談所全国共通
3桁ダイヤル

いち はや く
1 8 9

児童虐待防止推進月間標語

「もしかして？」

ためらわないで！ 189 (いちはやく)

【相談・お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）
☎32・2114 / FAX32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

令和5年度 保育所(園)・認定こども園・幼稚園 入所・入園の申し込み受付期間のご案内

利用申請受付期間

12月2日(金) から 19日(月) (土日を除く)

令和5年4月1日から保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)、幼稚園・認定こども園(1号認定分)への入所(園)を希望の方を対象に、12月2日(金)から19日(月)までの期間、新規利用申請を受け付けます。

詳細については、11月下旬(予定)より市児童福祉課、市教育委員会学校課、市内各保育施設などで配布する入園案内および12月号の広報こまつしま(12月5日発行)でご確認ください。

なお、各園の募集状況に関しては広報こまつしまに掲載するほか、12月2日(金)から市ホームページでお知らせします。

【お問い合わせ先】

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）
☎32・2114 / FAX32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

幼稚園・認定こども園(1号認定分)

市教育委員会学校課（教育庁舎2階）
☎32・3811 / FAX33・3540
Mail:gakkou@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(家計急変世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる子育て世帯の方※1は、給付申請ができます。

対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)※2)の養育者の方で、給付金の申請をしていない方は、市児童福祉課へお問い合わせください。

※1 給付金の支給対象となる方の収入の上限額は世帯状況により異なります。

※2 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

【支給金額】

対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。6月に支給済みのひとり親世帯分給付金との重複はできません。また、令和4年4月分の児童手当を受給しており、6月時点で令和4年度市民税均等割が非

課税の方に対しては、申請は不要で、7月に支給済みです。重複して受給することはできませんので、ご注意ください。

【提出期限】 令和5年2月28日(火) 必着

上記の方のほかにも、

・高校生のみを養育している市民税均等割が非課税の方
・18歳未満の児童を養育しており、遅れて確定申告等を行って市民税均等割が非課税となった方

などが申請により、支給の対象となる可能性があります。市ホームページ(QRコード)を参照するとともに、市児童福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

